

第 5 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 9 月 1 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 63 号 議 案 宍 粟 市 地 区 計 画 の 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 制 限 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 4 第 64 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

第 65 号 議 案 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

第 66 号 議 案 宍 粟 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 5 第 67 号 議 案 宍 粟 市 福 祉 事 務 所 設 置 条 例 及 び 宍 粟 市 母 子 家 庭 等 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 6 第 68 号 議 案 つ ち の こ ホ ー ル に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 69 号 議 案 宍 粟 市 千 種 ふ れ あ い サ ロ ン に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 70 号 議 案 土 万 ふ れ あ い の 館 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 71 号 議 案 フ ォ レ ス ト ス テ ー シ ョ ン 波 賀 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 72 号 議 案 ち く さ 高 原 総 合 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 73 号 議 案 伊 沢 の 里 等 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

第 74 号 議 案 一 宮 温 泉 「 ま ほ ろ ば の 湯 」 及 び 道 の 駅 「 播 磨 い ち の み や 」 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

- 第 75号議案 山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について
- 第 76号議案 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
- 第 77号議案 福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について
- 第 78号議案 波賀サイクリングターミナル等に係る指定管理者の指定について
- 第 79号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 第 80号議案 スポニックパークー宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第 81号議案 たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
- 第 82号議案 山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 第 83号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 84号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 87号議案 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 89号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 91号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 92号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 93号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 8 第 94号議案 平成25年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成25年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 10 請願第 3号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 63号議案 穴粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する

			る条例の制定について
日程第 4	第 64号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
	第 65号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定について	
	第 66号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
日程第 5	第 67号議案	宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	
日程第 6	第 68号議案	つちのこホールに係る指定管理者の指定について	
	第 69号議案	宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について	
	第 70号議案	土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について	
	第 71号議案	フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について	
	第 72号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について	
	第 73号議案	伊沢の里等に係る指定管理者の指定について	
	第 74号議案	一宮温泉「まほろばの湯」及び道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について	
	第 75号議案	山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について	
	第 76号議案	原観光りんご園に係る指定管理者の指定について	
	第 77号議案	福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について	
	第 78号議案	波賀サイクリングターミナル等に係る指定管理者の指定について	
	第 79号議案	道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について	
	第 80号議案	スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について	
	第 81号議案	たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について	
	第 82号議案	山崎文化会館に係る指定管理者の指定について	
日程第 7	第 83号議案	平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）	

- 第 84号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 85号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予
算(第1号)
- 第 86号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1
号)
- 第 87号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予
算(第1号)
- 第 88号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第
1号)
- 第 89号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1
号)
- 第 90号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 91号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1
号)
- 第 92号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1
号)
- 第 93号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第 8 第 94号議案 平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 第 95号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 96号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 97号議案 平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 98号議案 平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 99号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 第 100号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成25年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

日程第 10 請願第 3号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 村 司 君 書 記 前 田 正 人 君

書 記 清 水 圭 子 君 書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者	西 川 龍 君	一宮市民局長	落 岩 一 生 君
波賀市民局長	大 島 照 雄 君	千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長	中 岸 芳 和 君	市民生活部長	船 引 英 示 君
健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長	西 山 大 作 君
農業委員会事務局長	前 田 正 明 君	建 設 部 長	前 川 計 雄 君
教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君

(午前9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

平成26年度9月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆さん、そして市長はじめ当局の皆さんには御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。市政発展のためには、大変喜ばしいことだと思います。

本定例会におきましては、条例の制定・改正、指定管理者の指定、補正予算、そして平成25年度決算認定等々重要な議案が提案されておりますので、慎重な審議と適正な判断をお願いいたしたいと思います。

話は変わりますが、先月、6日、7日と岡山市で開催されました全国813の市の議長の研修会に私、参加させていただきました。そこでは、議会や議員のあり方について、講師の先生方やパネリストに選ばれた議長、合わせて10数人の方々の意見をお聞きいたしました。いろんな話があったんですが、ただ、その方たちが異口同音に言われたことが、私がこれまで去年の6月以降、5回の本会議の冒頭と終わりに申し上げました、議員には監視機能以上に政策提言が求められておりますよということを言いましたが、同じようなことを異口同音に言われました。ただ、もう一歩進んで、議員一人の提案ではなくて、超えて会派として、あるいは委員会として、あるいはさらに議員の総意として、政策提言すべきだというふうに話をされておりました。私もまさにそのとおりだと思います。

議員各位には、監視機能、批判機能を発揮しつつ、適切な審議をお願いすると同時に、行政を前向きに機能させる具体的、建設的な政策提言をしていただくこと。そして、一方、市長はじめ当局におかれましては、そうした政策提言を真摯に受けとめ、実現に向け鋭意取り組んでいただき、市民の皆さんが元気で躍動する、そんな明日の宍粟に繋げていただくことをお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

議長(岸本義明君) 市長、挨拶をお願いいたします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

第59回宍粟市議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さらにまた、日ごろの御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、8月上旬以降、台風の接近や前線の影響により不安定な天候が続いておりますが、特に8月16日からの局地的豪雨により丹波市、福知山市などが浸水や土砂災害による大きな被害に見舞われ、さらに翌週の19日には広島市で同時多発による

土石流により、72名の尊い命が奪われ、今なお2名の方が不明という、想像を絶する災害が発生をしております。

ここに、犠牲となられた方々の御冥福を心よりお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願うところでございます。

宍粟市におきましては、平成21年の兵庫県西部豪雨災害及び東日本大震災を教訓として、こうした災害に対応するために防災計画を大幅に見直しており、自助、共助、公助の考えのもと、災害の潜在的危険性を認識しつつ緊張感を持って防災業務に取り組むべく、さらに気を引き締めてまいりたいと考えております。

さて、一昨年の秋にNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」が決定されて以降、「官兵衛飛躍の地」として市民の皆様とともにさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、この8月10日には「宍粟 山崎の城」がドラマの舞台となり、本編終了後の官兵衛紀行でも篠ノ丸城址や山崎の町並み、十二波等の様子が全国に向けて紹介をされました。

このあと、10月25日には「NHK新兵庫史を歩く」の収録が篠ノ丸城址周辺で、さらに11月9日には大河ドラマの出演者によります「NHK公開セミナー」が山崎文化会館で予定をされており、さらに官兵衛飛躍の地としての宍粟のPRに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、宍粟市は本年合併10年を迎えております。平成17年に宍粟市が発足以降、市の将来像を「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」と定めてまちづくりを進めてまいりましたが、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中において、平成28年から向こう10年間の宍粟市の進むべき道を定める宍粟市総合計画の策定に着手をしたところであります。

この計画策定に当たり、過日、市民の皆様から御意見をいただくためのタウンミーティングを市内4カ所で開催をしましたところ、約160人に御参加をいただき、貴重な意見や提言をいただきました。今後さらに意見等を伺う機会をつくりながら、市民の声を真摯に受けとめ、市の目指すべき将来像を明らかにし、宍粟市の新たなステージに向かって一步を踏み出してまいりたいと考えております。

また、計画から40年余りを経ながら遅々として進んでいない山崎町の区画整理事業を見直すこととし、関係する自治会におきまして説明会を実施をいたしました。今後、市が主体性をもって、安全・安心な市民生活のための道路や水路などの基本整備計画を策定し、新たなまちづくりに取り組むことが将来に向けた地域の発展に繋がるものと考えております。

さて、今定例議会におきましては、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、つちのこホールをはじめとする関係施設の指定管理者の指定、平成26年度一般会計補正予算、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定等、43議案を上程しております。

それぞれの案件の内容等を慎重に御審議いただき、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 第59回宍粟市議会定例会をただいまより開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高欄願います。

報告3、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、公益財団法人宍粟市文化振興財団の平成25年度決算書及び平成26年度事業計画書等が市長から提出されておりますので、御高欄願います。

報告5、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告6、本日市長から議案43件が提出されております。

以上で報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸本義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

13番、岡前治生議員、14番、山下由美議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月30日までの30日間に決定いたしました。

日程第3 第63号議案議

議長（岸本義明君） 日程第3、第63号議案、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第63号議案、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、該当します山崎町野地区の一部の用途地域につきまして、地域の実情により用途地域の変更を行っています。また、同時に、従前の都市環境の保全を目的に一部の建築物の用途に制限をかけるため、地区計画で規制をかけております。

この効力は、告示日より発生をしますが、建築基準法上の建築制限を行うため、建築基準法第68条の2第1項市町村の条例に基づく制限の規定に基づき、山崎都市計画野地区、地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、新たに条例を定めようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第63号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第64号議案～第66号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから第66号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第64号議案、第65号議案及び第66号議案の3議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月から新たに始まる子ども・子育て支援制度にあわせて改正される児童福祉法第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

条例の内容としましては、子ども・子育て支援新制度において、市が新たに認可を行う0歳から2歳の子どもを対象とした家庭的保育事業等の認可基準について、新たに条例で定めるものであります。

次に、第65号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、平成27年4月に施行される子ども・子育て支援法第34条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設の運営に関する基準及び同法第46条第2項の規定に基づく特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

条例の内容としましては、子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は給付の対象施設として認可基準及び運営基準を満たしているか、市が確認を行うこととされており、確認に必要となる運営基準について、新たに条例で定めるものであります。

最後に、第66号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、新たに始まる子ども・子育て支援制度にあわせて改正される児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

条例の内容としましては、新制度では、国、都道府県、市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合には、あらかじめ市町村長に届け出ることとされたことから、確認の基準となる設備及び運営基準について新たに条例で定めるものであ

ります。

それぞれ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私は、第64号議案、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、質疑をさせていただきます。

まず、この条例は、ただいま提案理由の説明でございましたが、3歳児未満の児童を対象に企業が地域型保育事業に参入しようとする場合に、市町村の認可基準として適用されるものというふうに認識をいたしております。

このたびの子ども・子育て支援新制度の中で、この地域型保育事業が創設されておりますが、私は従来の児童福祉という観点から、保育のビジネス化が進んでいくのではないかというふうに心配をしております。今もありますが、さらに一層そのビジネス化が進んでいくのではないかという心配をしております。その結果として、保育の質の低下とか、あるいは大都市で起こっておりますが、児童の死亡事故、そういうものの危険性を招くことが危惧されるわけであります。

この基準について、市は国の基準をそのまま条例提案されておりますけども、この条例が定める設備基準、運営基準以外に、どのような認可基準の要件を定める予定をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

例えばその事業者の経済的資力についての審査でありますとか、保育事業に関する知識・経験など、そういうものはどれだけお持ちなのか、そういうことも認可基準の要件に加えるべきではないかというふうに考えておりますが、その点、お伺いしたいと思います。

もう1点は、職員の資格について定めてございますが、小規模保育事業C型とか、あるいは居宅訪問型保育事業、ベビーシッターのような事業につきましては、家庭的保育者が保育できる基準というふうになっております。この家庭的保育者というのは、この条例を見る限り、資格の定めがないというふうに私は思っております。この件につきましても、市が認可するに当たっては、保育士資格あるいはそれ同等以上の資格というものを要件に定めるべきではないかというふうに考えます。

以上、2点、質問させていただきます。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 大畑議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市の認可基準に係る部分でございますが、もとより先ほど御指摘もございましたように、この条例につきましては一番の目的というのは、やはり保育の質の確保や安全性の確保、こういったために認可基準を定めているところでございます。この家庭的保育事業者の認可を行う際には、児童福祉法第34条の15第3項の規定により審査を行うこととなりますが、この規定の中には、御心配をいただいております社会的信用でありますとか経済力、そういったことを審査せよというような定めがございますので、この本条例では少し見にくいところだったわけですが、御指摘の部分につきましても審査をすると、このように考えております。

続きまして、職員の資格の部分の御指摘でございますが、家庭的保育者といいますが、これも児童福祉法の施行規則の第1条の32の規定があるわけですが、ここには保育士または保育士と同等以上の知識・経験を有する者と市町村が認める者という規定がございます。御心配をいただいております家庭的保育者につきましても、保育士あるいは保育士同等の資格要件が必要であるというふうなことを考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑議員。

6番（大畑利明君） 再度質問いたしますが、ただいま部長の御答弁にありましたその経済的資力あるいは保育事業に関する知識・経験を読み取る条文というのは、具体的にこの条例でどこから読み取ればよろしいのでしょうか。

それと、もう1点は、職員の資格についてもそのように解釈できるという条文もあわせてお教えいただきたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 条文の中では、議長、すみません、ちょっと時間をいただけますか。

議長（岸本義明君） 暫時休憩いたします。

午前 9時55分休憩

午前 9時57分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 失礼いたしました。

御指摘の本条例の中のどこで読み取れるかということですが、基準につきましては、第1条の児童福祉法を引用しております。第34条の16の規定というところで、ここに34条の16について、そういった指定をしております。

それから、家庭的保育者につきましては、23条の第2項、法第6条の3第9項、ここで引用条文がございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑議員。

6番（大畑利明君） わかりました。また委員会がございますので、そこで詳しくその裏づけについて資料を御提供いただきたいというふうに思います。

もう1点だけ御質問させていただきますが、この地域型保育事業というのは、給付型よりも小規模のものを対象にしているというふうに思うんですが、国の考え方はその多様な施設とか、事業の中から利用者が選択できる仕組みをつくっていくということで、この事業が新たにできているわけですが、宍粟市が行いました幼児を対象にしたニーズ調査、子ども・子育てのニーズ調査の中でも、こういう小規模の事業に対するニーズが相当あったというふうに私は認識しております。そのことが、今計画をされております子ども・子育て支援事業計画の中で、この確保方策が示されていくのかどうか、その1点をお伺いしたいと思うんですが、市の考え方は、これまで施設型給付で幼児教育は十分確保できるという見込みです。ずっとこの間おっしゃっておいりましたので、この施設型が、小規模が条例で定めていかれる意味について、あわせて市長か教育長かにこの必要性についてお答えをいただきたいなというふうに考えます。

教育長でよろしいですか。この小規模が必要な理由と、子ども・子育て支援事業の中で、確保方策を示していくのか、その2点について、お答えいただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今の御質問の件につきましては、支援計画の中で検討しておりますので、また後日、具体的にお示しさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（岸本義明君） 続きまして、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第65号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御質問をさせていただきます。

この条例に示されています特定教育・保育施設というのは、宍粟市の場合、どの施設を指すのか、また、市内に現在あります全ての幼稚園・保育所が新制度に移行するのか、その点をお伺いします。

2点目は、この条例が施行された場合、市内の幼児教育・保育というのが何がどのように変わるのか、これは具体的に説明をお願いします。このあたりがちょっと不明確で非常に現場もしくは保護者の方に不安というか、もありますので、しっかりと説明をお願いします。

もう1点、これまでの幼稚園・保育所の運営にかかわる条例とか規則等があると思うんですけども、その整合性をどのようにとるのか、この条例によって廃止や変更になる要綱や規則がないのか、その3点をお伺いいたします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） まず、1点目のこの条例に示す特定教育・保育施設というのはどこかということですが、もとより御案内のとおり、このこういった特定教育・保育施設、こういう概念は平成27年度から始まります新しい子ども・子育て新制度の中で施設型給付という、従前のものと少し違う制度が適用されます。そういったために、それぞれの施設がこの施設型給付を受けるためには、この特定教育・保育施設に移行し、受けることとなります。したがって、市内の私立の認可保育所さん、それから公立施設については、施設型給付を受けるわけではございません。交付税算入の措置が財源措置でございますが、そういったものも含めまして、全ての施設が特定教育・保育施設に移行すると、このようになるというふうに考えております。

それから、この条例が施行された場合に市内の幼児教育・保育はどのように変わるかというところですが、先ほど来、御説明しております子ども・子育て支援法、その概念そのものは安定的かつ良質に保育・教育が提供されることを念頭に消費税の増税分の財源等を充てながら、制度設計されたものでございます。

具体的な市民への影響というわかりやすい例で言いますと、平成27年の4月、それ以前にする行為があるんですが、1号から3号のそれぞれ就労の形態、あるいは子どもたちの年齢によって認定をします。それに基づいてそれぞれの施設に入所をいただくと。こういうところが大きな変更点になるかと思えます。

最後に、この制度によって関係する条例や規則でございますが、現在検討してい

るわけですが、保育所関係で4本の保育所条例でありますとか、保育料徴収規則、あるいは幼稚園関係でも同様のもので2本、今、計6本の条例・規則について一部改正、あるいは新規制定、こういったことが必要であるなというふうに考えているところでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 再度質問をさせていただきますが、先ほど言った特定教育・保育施設というのは、平成27年度4月から子ども・子育て新支援制度ですかね、に基づくものということで、それを認定されないと、その施設型給付を受けられないということなんですけれども、先ほどの御説明の中に私立の保育所に関してはこの制度に移行すると、施設型給付になるということで、公ですね、市立幼稚園はここには入ってこないということで、これは確認の意味でもう一度御答弁いただきたいのと、あと実際にこの条例が施行された場合の幼児教育や保育が何がどのように変わるかということで、市民生活への影響ということで、1号から3号の認定をしてということをお伺いしたけども、1号の認定にはいわゆる3歳から5歳の幼児教育、幼稚園での教育を望むというか、そこで認定される方がいらっしゃると思いますが、先ほどの公立幼稚園がこの制度に移行しないということになりますと、1号認定の中の3歳児のお子様の受け皿というか、1号の中の3歳児がないと思うんですけど、そのあたりどのように対応するかということをお知らせください。

その2点、もう一度お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私の説明が少し不足をしておりました。この施設型給付を受けるための特定教育・保育施設の考え方を先ほど御説明をいたしまして、この部分につきましては、先ほど言いましたように全ての認可保育所さん、市内では保育所、保育所そのものは今、国からの措置費というような形で市がいただいておりますが、それが施設型給付金に変わるという、財源の流れの部分の変更でございます。

したがって、先ほど言いましたように、公立施設についても、その特定教育・保育施設には該当いたしますので、この新しい制度の適用を受けると、このようになってまいります。

それから、先ほど御質問ございました1号から3号の認定の部分でございますが、そういうことですので、全ての今の就学前の保護者さんについては認定をする必要がございますので、それを御希望されるという部分につきまして、今、受け皿の課

題はございますが、1号、2号、3号ということを経学前のお子さん全てに認定すると、このように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1号から3号の認定ということで、1号というのが3歳から5歳の幼児教育ですね、2号が3歳から5歳の保育、3号が0歳から2歳の保育という区分だと思っておりますけれども、先ほど来、御説明に矛盾というか、わからないところは、この子ども・子育ての会議等を傍聴させていただいているんですけども、明らかに公立幼稚園、私立の幼稚園が宍粟市内にありませんので、1号認定の3歳児の受け皿はないと思いますし、この新しい子ども・子育て新支援制度は消費税の増税分を財源にということを大々的にうたってます。その消費税を負担しているのは押しなべて特に所得制限云々関係なく皆さんで負担している部分の財源として、その新しい制度を運用するということで、3歳児だけがちょっと抜け落ちていると思っておりますけれども、もう一度その1号認定の3歳児の受け皿について、再度説明をお願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） その部分につきましては、今行われております市の子ども・子育て会議支援事業計画の中で検討されているところでございますが、今の現段階の方向性としたしましては、3歳児のその受け皿については認定こども園での受け皿という、これは計画期間内にその目標を達成しようという計画でございますので、今のところ、確定ではございませんが、そういうところで検討しているところでございます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第64号議案から第66号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第5 第67号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第67号議案、宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第67号議案、宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

父子家庭に対する支援の拡充などを目的として、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されました。

この法律において、母子及び寡婦福祉法の法律名の改正や配偶者のない男子の定義規定の追加が行われました。これにより関係する2条例において、引用法律名の改正、文言の整理を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、民生生活常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第68号議案～第82号議案

○議長（岸本義明君） 日程第6、第68号議案、つちのこホールに係る指定管理者の指定についてから、第82号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についてまでの15議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第68号議案から第82号議案の指定管理者の指定に関する15議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案をしております21の指定管理施設につきましては、平成27年3月31日をもって指定期間を満了するため、平成27年4月1日以降の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

以下、各議案について概要を御説明いたしますので、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

第68号から第76号、第78号、第79号、第81号及び第82号議案につきましては、宍粟市指定管理者選定審議会に現在指定管理者に指定をしている者に引き続き次期管理者としたい旨の諮問をし、審議をいただきました結果、適正である旨の答申をいただきましたので、議案書にお示ししております各法人等を引き続き次期指定管理

者として指定することにつきまして、提案するものであります。

次に、第77号議案の福知多目的ドームにつきましては、平成21年度から播磨いちのみや株式会社を指定管理者に指定し、運営しているところでありますが、平成21年豪雨災害後の復興への取り組み等、地元福知自治会によって地域振興がなされてきた経緯があることから、宍粟市指定管理者選定審議会に次期指定管理者として福知自治会としたい旨の諮問をし、審議をいただきました結果、現在福知自治会が運営されているデイキャンプ場の運営との相乗効果を図り、地域活性化の視点からも適正である旨の答申をいただきましたので、福知自治会を次期指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。

また、第80号議案のスポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場につきましては、平成22年度から株式会社ホープを指定管理者に指定し、運営しているところでありますが、本施設につきましては管理運営費や経営手法の比較、民間が持つノウハウを生かした市民サービスの向上を目的として公募による指定管理者の募集を行いましたところ、1団体の応募があり、このため宍粟市指定管理者選定審議会において書類審査及びプレゼンテーションの採点方式による選定審査の結果、審査基準を満たした者を優先交渉権者とするとして答申をいただきましたので、現指定管理者である株式会社ホープを構成団体とする神姫バスグループ共同事業体を次期指定管理者として指名することにつきまして提案するものであります。

以上、指定管理者の指定に関する15議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。日程第6で15の指定管理に関する議案が提案されておるわけでありましてけれども、この15のうち5議案については、毎年議会に報告が義務づけられておりますので、明らかになっておりますけれども、それ以外については報告の義務づけがありません。それで、この後それぞれの所管に応じて審査することになるかとは思いますが、指定管理をする以上、いろいろな歴史的な経過があるにしても、あくまで公共施設ということで指定管理になっておりますので、その事業計画でありますとか決算、そういうものについてはそれぞれあるかと思っておりますので、そういうものを提出をしていただきたいなというふうに

思います。

それと、もう1点は、フォレストステーションの決算事業報告が6月議会で提示されておったわけでありませけれども、これらの報告が義務づけられておる第三セクターの中では経営状況が一番厳しいのではないかなというふうに思っております。経営的な数字を見ましても、元の資本金が9,500万円に対して利益剰余金がマイナス7,151万円というふうなことになって、だんだん運転資金が乏しくなって、回転が乏しくなっているのではないかなと思いますので、ここについても副市長が社長ということになっておりますので、一時期大変厳しいことが言われた経営状態から、あの時点からは改善されておられません。辛うじて若干の赤字の幅が大きく減ったから、このまま何とか推移しているというふうなことを決算上は見受けられますので、フォレストステーションについての今後の経営方針ですね、そういうことについては検討されておるのかどうか、その点お聞かせください。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、岡前議員からの質問の1点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

議会への提出の義務のない施設につきましての資料の提出についてでございます。それぞれの施設の状況を説明する必要があると思われましますので、それぞれ施設を所管する各部局から所管の常任委員会のほうに提出をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） 私のほうから、フォレストステーション波賀の経営の再建につきまして、これまでの経緯、あるいは今後の展開について御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、経営の状況につきましては、平成21年から平成23年の3年間、連続の大幅な赤字を出して、早急な立て直し、これに努められました。対応といたしまして、一つとして人事の刷新、二つとして経営方針の転換、そして三つ目に徹底した経費等の削減等々によりまして、平成24年度で13万5,000円、平成25年度で79万4,000円、少しではありますけれども黒字の方向に転換をすることができました。

資本の状況につきましては、御指摘のとおり、今、食い込んでおりますので、安定経営とは言えないというふうに認識をしております。

資金の運転状況につきましては、通常の営業状態、これについては資金が不足す

るという状況には至っておりません。ただ、期末手当とか臨時の出費、これをするときに不足した場合は定期等を担保にして短期の借り入れをして速やかに返還するというような状況で、いわゆる一番心配をしております資金のショート、この心配は解消しております。

それと、今後の展開でございます。平成24年、25年と金額にして少額ではありますけども、黒字決算、こういう方向に経営の改善、一定の軌道に乗せつつあるのではないかなというふうな見込みもしておるところであります。

しかしながら、決して安心できる状態ではないというのは御指摘のとおり、思っておるところであります。経営の立て直しにつきましては、しばらく時間をいただくようなことになるというふうに見込んでおります。

ただ、今後一番といたしましては、やはり株式会社フォレストステーション波賀、ここに最善の努力を願う。2番目といたしまして、市といたしましても国道29号を中心とした北部、ここを何とか国土交通省あるいは森林管理署等々、御協力をいただいて、一体的に活性を図りたいというふうな展開も進めております。

また、現在、認証の申請をいたしております森林セラピー、これの認証取得、これも一つの活性化の起爆剤として今後検討をあわせてしたいなというふうな思っておるところであります。

そして、3番目といたしましては、フォレストステーション波賀の経営に地元の上野水谷の林野委員会も経営に参画をいただいております。特に、東山のコテージ村の運営委員会、ここにつきましてはコテージ村の管理運営を委託をさせていただいて努力をいただいております。

この3者が中心となりまして今後立て直しに努力をしたいと。あわせて、設置の目的はやはり第三セクターということもございまして地域の振興、観光振興、そして地元の雇用等もあわせて非常に課題は大きい中ではありますけども、経営再建について引き続いて努力をしたいというふうな思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 事業報告なり決算なりはそれぞれ委員会のときに提出するというところで結構なんですけれども、決算の監査の意見書の中で、指定管理料については、最初から指定管理料ありきで取り組むのではなく、健全経営に向けた取り組みをするよう指導されたいというふうなことで、当然、私の目から見ましても、公共の福祉というふうな観点から当然指定管理料を支払いながら、市として運営し

ていかなければならないものもありますし、でも、ある程度は経営努力が可能なんかなというふうなものもあります。そういう中で、市として、この中で言いますと、福知の多目的ドームと一宮のプール以外は同じところが引き続き経営するというふうなことになるかと思うんですけども、そういう意味では経営の意味での指導的な立場というのは市が持つべきではないかと思えますけども、そういう指定管理料を減らすための指導というのは、どういうふうにされるのか、その点をお聞きしたいと思えます。

それと、先ほどフォレストステーション波賀の経営状況については、私ども地元の人間なり、今部長が言われた上野水谷共同林野というふうなことも含めて大変心配をしておるんですけども、恐らく夏場の夏休みとか、そういう部分についてはほぼ満員で賑わっているようでありますけど、やはり平日をどう利用促進していくか。私は、この施設を開設してから相当な年月がたつんですけども、本当に地元で愛されている、地元の人が平日利用しようと思う施設になっているのかなと思うんですよ。毎日お風呂に入りに行っておられる方もありますけれども、そういう方は本当にごく一部で、もっと地元でメリットがある、平日であれば利用したら、例えば入浴代が半額になるとか、そういうふうなもっと地元で愛される施設展開をしていかなければ、夏場だけの黒字を1年間に振り分けるといのはなかなか大変なのかなと。だから、そういうふうな指導も含めて多分株主の総会も当然あるわけでありまして、そういうふうなところも指導していただく必要があるんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、私のほうから前段は指定管理料につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

指定管理料につきましては、やはりそれぞれの施設の内容に違いがありますので、収益がある施設と収益のない施設がございます。収益のない施設につきましては、当然経費の節減ということを指導していくということですが、一定の指定管理料を出していくということは必要かなと考えております。収益のある施設につきましては、できるだけ収益の中でカバーできるように指定管理料をできるだけ減らしていくという指導は必要かなと思っております。

いずれにしましても指定管理料につきましては、毎年予算の編成の際に当該年度の指定管理料については内容をチェックし、確認をし、必要最低限のものであるということを確認をとっているという状況でございます。

あと、指定管理者の選定審議会のほうに今回6年間の指定管理期間になっておりますけども、一応2年置きにその指定管理の状況を検証いたしまして、審議会のほうにも御意見をいただくというチェックシステムをつくらうということにしておりますので、そういった観点でもチェックをかけていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） 議員御指摘をいただきましたとおり、まず1番は地元、ここの参画と地元の方がいかに一体的に経営に参画していただけるかなど。それが1番だと思っております。3年間赤字が出ましたときに、その反省をする中で、地元の方々の声は、やはり地元からフォレストが離れてしもとるぞというような声も聞きました。その中で私も地元の委員や、あるいはコテージ村の役員さん等々と協議をする中で、何とか一体的にこちらのほうへ参画をしていただきたいという願いもしております。

それとあわせて、新たな展開といたしまして、いわゆる閑散期、これにつきましては、やはりリピーターの方を大事にする。それと、新たな観光のツーリズムを展開する。それとあわせてじゃらん等の観光の代理、ここらとも提携を結ぶというようなことの新たな取り組みをこれまで展開をしておるところであります。今、御指摘のありましたように、地元の人への割引制度とか、いろんなこともございます。これにつきましては、地元、メープル公社との関連もございまして、あわせて今後、調整努力をしていって少しでも経営努力に貢献したいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、ごめんなさい、発言通告に75から82というふうに書いたんですけども、68から82、指定管理全てについての質問です。

全ての施設、今回、上程されている部分は指定管理期間が平成33年3月31日、先ほど高橋参事の御答弁にもありましたとおり、6年間というふうになっています。今、公共施設の再編ですね、いろいろなところでやっぱり考えられていると思うんですけども、この再編計画、これ6年間という長い期間の指定管理期間なんで、ちょっと先ほど高橋参事の回答の中で2年ごとの見直しということが言われましたけども、この公共施設の再編に関してこれらの指定管理施設は、その計画に含まれる

のか、含まれないのか、そのあたりをお伺いします。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

公共施設の再編につきましては、全ての公共施設等を対象としておりまして、今後公共施設等の総合管理計画というものを策定してまいりたいというふうに考えております。施設の老朽化や利用状況などを踏まえまして、施設を今後更新していくのか、長寿命化を図るのか、統合・廃止していくのか、その具体的な方向性を見出していききたいというふうに考えておりますので、今回の指定管理施設も全てその対象になるというふうに考えております。

仮に、指定管理施設がこの6年間という指定管理期間中に、もし廃止ということになる場合は、指定を解除することにつきまして協議を指定管理者と行うことになるというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 全ての施設、今回の指定管理の施設も含めて公共施設再編の中に組み込まれていくということで理解しました。

ただ、1点、ちょっと理解できない部分は、再編計画をこれから立てて、それに基づいて指定管理の施設も廃止・統合等が検討され、そこで協議をなされるという話なんですけども、これ順番が逆ではないかと思うんです。6年間で指定管理をしておきながら、途中で市の都合というか、再編の計画の中でそれが見直しが行われるということは、何か現段階の契約の中でそういった見直し条項であるとか、そういったものがあるのかどうか、ちょっとはっきりと言うと虫のいい話かなという気もするんですけども、そのあたりの見解をお伺いします。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 順番が逆ではないかということに関しましては、本来であれば施設の方向性を踏まえた上で指定管理を出していくというのが基本的な考え方かなと思います。今回、その手順がそのとおりになかなかいっていないと、公共施設全体の見直しがまだ進んでいない、まとめられていないという状況の中で、指定管理期間の終了を迎えるということで、こういう形をとらせていただいております。

それぞれの施設との基本協定書の中に、「この協定に特別の定めのない事項につきましては、甲乙協議の上にこれを定めるものとする」という条文を設けておりま

すので、この条文に基づきまして、そういったことが発生いたしました場合は、指定管理者と十分に事前協議を行いまして、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後に、その定めのないものは協議の上というのは恐らくあるかと思うんですけども、今後、その公共施設の再編でそういった可能性があるということは、その指定管理を受けていただいた各団体等が理解しているのかどうかということはどうでしょうか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 公共施設の再編につきましては、今後、全体的な中で全ての施設を対象にしていくということですので、そういった点につきましては、事業者の方にもお知らせしているという状況でございます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案から第82号議案までの15議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 第83号議案～第93号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第83号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第93号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第83号議案から第93号議案までの補正予算11議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算と位置づけ、今年度中の財源見通しにつきましても総合的に勘案しながら、施策の方向性や効果等を見直しを行うとともに、前年度決算に伴う剰余金については繰上償還による将来負担の低減を目指すなど、財政健全化も念頭に調整を行っております。

また、国県補助金の変更及び事業費の確定による整理を行うとともに、当初予算確定後の人事異動に伴う人件費の整理及び共済等の精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、第83号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算につきましては、補正総額で歳入歳出それぞれ14億647万2,000円を追加し、補正後の総額を251億4,367万1,000円としているものであります。

まず、歳出の主なものにつきましては冒頭に申し上げましたとおり、一般会計全般にわたり人事異動等による人件費及び関連する費用の精査を行っております。

各費目別での主な内容は、まず、総務費では庁舎周辺の点字歩道やスロープを設置する事業費を増額するほか、平成28年1月より利用開始になるマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費を追加しております。

また、本年度より拡充しましたふるさと納税が6月から導入しましたクレジット決済により大幅な伸びを示していることから、関係経費を増額し、さらに本年7月から施行されております宍粟市空き家等の対策に関する条例を、より具体的に推進するための支援事業補助金を計上するとともに、10月開催予定の「NHK新兵庫史を歩く」及び11月開催予定の「NHK公開セミナー」に関する官兵衛関係経費を追加しております。

民生費では、各種福祉サービス、福祉医療費の前年度国県支出金の精算を行うとともに、地域密着型サービス等拠点整備に係る補助金を計上し、また、千種幼保一元化施設の工事施工に係る経費を増額し、国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金の精査を行っております。

衛生費では、本年10月より法定化される肺炎球菌ワクチン等接種費を増額するとともに、国保診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、病院事業特別会計への繰出金の精査を行っております。

農林水産業費では、シカ緊急捕獲拡大事業負担金を増額するとともに、駆除後の骨破砕機設置に係る経費、人・農地プランの重点的な推進に係る経費を増額し、また、農業共済事業特別会計繰出金を精査しております。

さらに、国の制度改正に伴って森林経営計画を樹立した林業事業体が作業道を改良する場合に補助対象となったことから、森林地域活動支援事業交付金を増額し、各自治会からの要望増に対応するため、しそ防炎景観推進事業補助金についても増額をしております。

商工費では、平成25年度の戸倉スキー場指定納付金を基金に積み立てるため追加し、また、企業誘致専門員にかかる人件費等、楓香荘の排水管等の修繕にかかる負担金を増額しております。

土木費では、揖保川河川改修工事に伴う墓地移転関連経費を計上するとともに、

バス停から市役所への動線に点字歩道の整備費、老朽化している市営住宅の長寿命化等を図る目的での修繕料を増額しております。

消防費では、地元自治会が消防団詰所及び器具庫を整備されること等に伴い、消防施設整備費等補助金を増額いたしております。

教育費では、認定こども園等の工事施工に係る経費を増額し、指定寄附による図書購入費についても増額をしておるところであります。また、スポニックパーク一宮の排水路工事について、昨年度の施工区域に続いて行うことにより、周辺への影響の軽減を図ろうとするものです。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、繰上償還を実施するための予算措置を講じるとともに、借入利率確定等に伴う長期債利子の減額を行っております。

次に、財源となります歳入の主なものといたしましては、まず、普通交付税について確定による精査を行っております。

国庫支出金では、がんばる地域交付金を交付見込み額により計上するとともに、マイナンバーに係るシステム整備事業補助金を追加しております。

県支出金では、保育緊急確保事業補助金、地域介護拠点整備補助金、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金、農業用水利施設保全合理化事業補助金などを追加しております。

寄附金では、ふるさと納税に係るふるさとづくり寄附金と社会教育指定寄附金を計上しており、繰入金では、ふるさと納税の特産品等関連経費に充当するため、ブナ基金からの繰入金を追加しております。

繰越金は、平成25年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額の確定により計上をしております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金やかかわまちづくり事業に係る今宿墓地公共補償金などを計上しており、市債では、各事業の追加・変更等による合併特例債、過疎対策事業債の精査や臨時財政対策債の発行可能額確定による精査を行い、あわせて地方債限度額の変更も行っております。

また、一宮北中学校区統合小学校整備事業につきましては、翌年度にわたる契約となることから、債務負担行為の追加補正を行っております。

次に、第84号議案、平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、人件費の精査やマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費、療養給付費、国県精算返還金の見込み額の精査を行い、それぞれ増額、減額の補正を行っております。

財源となる歳入は、前年度決算に伴う繰越金等を精査して計上し、補正の総額は歳入歳出それぞれ192万7,000円を追加し、補正後の総額を46億5,374万7,000円としております。

第85号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、人件費の精査のほか、医療機器の修繕料を増額補正しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上する一方、一般会計からの繰入金を減額し、補正の総額は歳入歳出それぞれ764万1,000円を減額し、補正後の総額を3億3,636万2,000円としております。

次に、第86号議案、平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で財源の変更を行い、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額しております。財源の変更のみであり、補正後の総額は当初予算額と変更ありません。

次に、第87号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修費、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するとともに、一般会計繰入金の精査を行っており、補正の総額は歳入歳出それぞれ1,210万8,000円を追加し、補正後の総額を5億2,171万1,000円としております。

次に、第88号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費の精査を行うほか、制度改正及びマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費や各給付費の精査を行い、介護給付費負担金等の精算に伴う返納金を計上しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金、介護給付費及び地域支援事業費等の国県支出金を計上するとともに事務費等の一般会計繰入金の精査を行っております。さらに、介護保険料の不足分については基金繰入金を増額し、補正の総額は歳入歳出それぞれ1,036万4,000円を追加し、補正後の総額を45億2,679万9,000円としております。

次に、第89号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費の精査のほか、前年度の繰越金の確定に伴い、公債費の財源の変更を行っております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、一般会計からの繰入金を精

査しており、また、遠方監視システムに係る国庫補助金が減額となったことにより、市債を増額計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ117万1,000円を追加し、補正後の総額を18億3,730万3,000円としております。

続いて、第90号議案、平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額しております。財源変更のみであり、補正後の総額は当初予算額と変更ありません。

次に、第91号議案、平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査等による収益的支出及び資本的支出の増額補正を行っております。支出補正総額は82万円を増額し、補正後の支出予算の総額を28億5,801万4,000円としております。

次に、第92号議案、平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出では、医師、看護師・助産師確保対策として、修学等資金を増額し、資本的収入では、他会計補助金及び修学資金の貸付金返済金を計上しております。支出補正総額は664万9,000円を増額し、補正後の支出予算の総額を50億4,995万1,000円としております。

最後に、第93号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、支出では、人件費の精査及び地方公営企業法一部改正による賞与引当金の計上、さらに家畜共済勘定における事故件数の増加に伴う共済金の追加等を行い、収入では、共済掛金率が下がったこと等による減額を行い、補正の総額は収入支出それぞれ272万9,000円を増額し、補正後の総額を8,281万3,000円としております。

以上、補正予算11議案につきましては、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭でも申し上げましたとおり、平成26年度の下半期の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第83号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）について、質問をさせていただきます。

まず、地方交付税、普通交付税というんですかね、が7,702万7,000円減というふうに今回の補正予算でなっていますが、その影響、非常に地方交付税に頼っている財政状況なもんですから、この減の影響についてお答えください。

あと、国庫支出金のがんばる地域交付金というのが3,906万1,000円計上されておりますが、この使途についてお伺いします。

3番目、雑入に次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金ということで1,733万円、あと充電インフラ普及支援プロジェクト事業補助金866万円というのが計上されておりますが、これは実際、市のどのような計画に基づいた事業に使われるのか、お伺いします。

4番目、歳入で市債が1億ちょっとですね、198万9,000円補正されているんですけども、これで市債の総額がどのようになるか、お答えください。

最後、歳出の公債費7億6,291万円補正ということになっているんですけども、この財源についてお伺いします。

以上、5点、お願いします。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、私のほうから鈴木議員の御質問にあります5点の中の4点につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。地方交付税が7,700万円余り減になっているということでございます。これにつきましては、実質的な地方交付税の代替の財源となっております臨時財政対策債が今回3,700万円余り増額発行になっておりますので、実質的には差し引き4,000万円ほどの当初予算からの見積もりから減額になっているという状況になっております。この減に対しましては、今回の補正の中ではがんばる地域交付金などの国庫支出金や前年度繰越金等、全体の収入の中で財源調整を行うことで対応しているという状況でございます。

それから、2点目のがんばる地域交付金の使途の状況でございますけれども、この交付金につきましては、起債の対象となります地方単独事業もしくは国庫補助事業に充当するという事になっております。

今回、具体的には、水道施設の改良事業でありますとか、道路の維持補修事業、それから道路の新設改良事業、こういったものに充てているということでございます。

それから、4点目にございました市債が1億余り補正されているということで、総額はどうなるのかということでございます。市債につきましては、当初予算で32

億8,000万円余りを計上しておりますので、今回の1億円余りの補正によりまして、市債の総額は33億8,128万9,000円という総額になります。

それから、最後の御質問でありました公債費7億6,000万円余りの財源はどのようになっているのかということでございます。これにつきましては、全額前年度の繰越金を財源として計上しておりますので、この中で主には繰上償還ということで、将来の財源負担の軽減を目的として予算補正をしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうから次世代自動車の充電インフラ整備事業補助金、それから充電インフラ普及支援プロジェクト事業の補助金につきまして、お答えをしたいと思います。

この事業につきましては、国のほうから経済産業省のほうでこの次世代自動車のインフラ整備事業等が定められまして、それを受けまして県のほうで兵庫県次世代自動車インフラ整備ビジョンを作成をされております。この県の次世代自動車インフラ整備ビジョンを受けまして、宍粟市におきましてもこの補助、それから支援制度を踏まえて市内の交通手段への実用、それから交流人口の増加促進、観光産業の振興等々、課題の解決に向けまして取り組みをしたいと思いますということで、宍粟市環境基本計画等の基本理念によりまして環境にやさしいまちづくり等々の事業を実現するための複合的な整備施策として、市内に5カ所の緊急充電設備の整備を進める計画にしております。この部分につきまして、関連予算として今回の定例議会に上程している次第でございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） まず、地方交付税の減に関しては実質4,000万円の減ということで、収入の国庫支出金等で歳入を合わせるということは理解できるんですが、ここで伺いたいのは、いわゆる地方交付税ということだと、いわゆる自由とつか、市の独自で使えるお金だと思っんですけども、国庫支出金のがんばる地域交付金、この3,900万ちょっとですかね、これはある意味用途が限定されている交付金だと思っんですけども、そのあたり自由度が非常になくなっていると思っんですけども、もう一度地方交付税の減の理由というんですかね、をもう一度伺います。

あと、雑入の自動車充電インフラということで、これ各地で国の指導で整備が進

んでいるんですけども、恐らく今答弁ありましたとおり、環境基本計画のCO₂削減の部分がここにかかってくるかなというふうに思うんですけども、これも結局雑入で入ってきているんですが、本当に宍粟市で必要なものなのかどうか。用途が限定されているものの補助金なので、もう一度その環境政策の中でどう位置づけられて、これによってどれくらいCO₂が減るということが促進できるのかという、ちょっとそのあたりの目標とか計画との整合性を教えてください。

あとは、市債の総額はわかりました。あと、歳出のほうも繰越金の財源ということでわかりました。そこで、問題になってくるのが、結局これ今回の補正で一般会計の増額が14億補正で増額しているんですけども、平成26年度の予算の方針に対してもいろいろ市民からの意見もあったとおり、前年と比較して増額の予算じゃないかというは、いろいろな場面で懸念されているんですけども、これ乗っかることによって、前年度の予算との比較でどれくらい増額になるのかということのをちょっとわかりやすく御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、地方交付税のことにつきまして、地方交付税につきましては、市の税収が増えますと、交付税は減るというような仕組みになっております。今回7,000万円、実質4,000万円の減というふうになっております。これにつきましては、この当初予算に交付税を計上するのが昨年の12月ぐらいの時点で税収の見通しのもとに、これだけの交付税ではないかなということで計上させていただいております。実際の交付税の算定は今年の4月、5月になって税収を見通して算定しておりますので、その時期が若干違うということがございます。普通交付税の算定におきまして、若干景気の回復といったものも見込んだ上でこういった計算になっておるのかなというふうに思っております。

ただ、4月の消費税引き上げ以降、消費が少し冷え込んできているというような状況もございますので、今回、税収の見通しにつきましては、補正で増といったようなことは少し難しいのかなということで計上を見送っております。

その4,000万円の部分につきましては、先ほど説明いたしましたのは、がんばる地域交付金、これは特定財源ということになります。ただ、こちらのほうも地方の単独事業ということになりますので、単独事業であれば、地方の事業であれば、それに充てれるということで、自由度は少し柔軟なのかなというふうに考えております。

あと、このがんばる地域交付金で全てを賄っているという説明ではございません

で、繰越金でありますとか、そういった一般的に使える財源で対応しているという状況ですので、このがんばる地域交付金だけで対応しているという説明ではなかったということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、予算の規模の関係でございますけれども、今、昨年度の予算額との比較というのがちょっと手元にないものですから、具体的な数字を今はお示しすることができないんですけれども、ただ、今回は当初予算で2億7,000万円ぐらいだったと思いますけれども、繰上償還を計上させていただいております。それから、今回の補正の中で7億9,000万円余りの繰上償還をするということで、合わせて10億規模の繰上償還をしておりますので、そういったものも予算の総額をちょっと膨らましているという原因にもなっているのかなと思いますけれども、こちらのほうは将来的な財政健全化に向けた取り組みをあわせて進めているということで御理解をいただきたいと思います。

また、昨年度との比較の数字につきましては、また後ほど具体的な数字を御提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） この次世代自動車の充電インフラ整備事業につきまして、この部分につきましては、宍粟市にこの整備事業が必要かどうかというような質問だったと思います。

この部分につきましては、御存じのとおり、宍粟市内の交通の手段としましては、自動車がメインになっております。そういう現状を踏まえまして、交流人口を増加させるというような意味合いから、都市からの入り込み人口を増加させるためには、やはり自動車での来客という形を見込んでおります。そうしますと、次世代の自動車のインフラ整備につきましても、やはり充電設備が必要だということで、県のほうの充電インフラ整備事業のビジョンにおきましても、宍粟市におきまして5カ所程度は必要だというふうにされております。それを受けましての整備事業ということで、具体的に議員から御質問がありましたようにCO₂の削減を目的とした事業であります。具体的な目標設定数字につきましては、手元に数字を持っておりませんので、常任委員会のほうにその資料を提出したいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これ最後です。繰上償還のことでの総額が膨れ上がっていたりとかいろんなことを今の御回答でよくわかりました。

最後に、もう一回聞きたいのが、自動車の充電インフラのことで、交流人口増、都市からの車での来客がこれで増加が見込めるのではないかというお話なんですけども、市内にもう既に何カ所か充電のインフラはあるとは思うんですけども、その利用であるとか、あと電気自動車自体がどれくらい普及しているとか、そういったところの目算がないと、こういう補助金があるから整備しますというんでは、ちょっと税の使い方として不透明な気がするんですけども、そのあたり、何かこういう背景があるからこの事業を導入するんだということをちょっと明確に御説明いただければと思います。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 電気自動車の普及につきましては、市の環境基本計画であらゆる手段、太陽光、水力、そういうようなもので目指しております。このたび先ほど説明をいたしましたように、国のほうで次世代自動車充電インフラ整備事業というのがございまして、これにつきましては、雑入で上げておりますプロジェクト事業というのは民間の自動車会社、固有名詞はあれなんですけど、4社、これが協力いたしまして、それを後押ししようという事業でございます。事業費の3分の2は国、そして3分の1はそういうような民間事業者が設備をするということで、財源につきましては、ほぼ消費税等がありますけども、100%はそういった補助金で賄えると。さらに、8年間、その維持管理につきましては、そういった自動車会社が負担をしようということで、具体的には市の負担はほとんど要らないというところが1点でございます。

それと、将来の自給率70%を目標に掲げております。この施策としても市の方針は一致するというのが2点目。

それと、具体的に電気自動車は何台あって、何台来られるか、これはわかりません。しかしながら、現在、市内には普通充電器、例えば8時間とか、そういった充電はございますが、急速充電、30分とかでできるものはございません。したがって、宍粟市にちょっと訪れて、喫茶店でも寄って、そしてまた行こうといったような巡回観光される場合につきましては、この急速充電器がどうしても必要でございますので、そういったものを設置して、気軽に宍粟市に来ていただきたい。こういったものを促進するというのが大きな目的でございます。

今後におきましては、看板の設置とか、そういうようなことで宍粟市に行けば安心して電気自動車も走るんだというようなことをPRしながら、さらに普及を進めたいというふうに思います。

詳細な数字につきましては、また委員会等で御報告をさせていただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第83号議案から第93号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

午前 11 時 20 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの副市長の答弁の中で一部修正をしたい旨の申し出がありましたので許可いたします。

清水副市長。

○副市長（清水弘和君） 先ほど鈴木議員さんのエネルギー自給率等のところで間違った発言をしておりましたので、訂正をさせていただきます。

エネルギーの自給率のことを言いましたが、実は環境基本計画の中でのCO₂削減計画でございます。これは宍粟市の場合、1996年に対しまして2020年、平成32年で61%の削減を図ろうとする計画でございます。自給率とCO₂削減で誤って答弁いたしておりました。慎んでおわびを申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 日程に入ります。

日程第8 第94号議案～第105号議案

議長（岸本義明君） 日程第8、第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第94号議案から第105号議案までの平成25年度宍粟市歳入歳出決算の認定、12議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年度予算については、市民、議会、行政が一丸となって市民が主役のまちづくりを成熟させていく年と位置づけ、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のま

ち」の実現に向け、「安心・安全のまちづくり、元気づくり」により重点を置いて市政運営を進めてまいりました。

経済情勢においては、国における平成24年度の大型補正及び平成25年度を合わせた15カ月予算の効果として、実質GDPの四半期連続でのプラス成長、有効求人倍率の回復、中小企業を含めた景況感の改善など、景気回復の動きがあるものの、地方行政においてはその効果がすぐに決算数字にあらわれるということはなく、国の平成25年度補正による好循環実現のための経済対策を含め、平成26年度への効果が実感できるような期待されるところです。

宍粟市においては、たばこ税の県からの一部税源移譲による増がある一方で、その他の税については、ほぼ横ばい傾向であり、さらに国家公務員給与削減による地方公務員給与費減による普通交付税の減など依然厳しい状況の中で、楽観することはできません。このような中、平成24年度の国の経済対策による大型補正に伴い、補正予算措置をし、平成25年度において公共事業を中心とした事業の推進に努めたところであります。

また、第二次行政改革大綱の理念のもと、職員数の削減や経費節減、事務効率化による経常経費のより一層の削減に引き続き取り組んだほか、将来の公債費負担の軽減のため、約5億8,000万円の起債について任意の繰上償還を実施するとともに、災害など緊急やむを得ない支出のための財政調整基金へ約5億5,300万円積み立て、目標である30億円を達成しました。

結果、一般会計におきましては、歳入決算額248億4,066万6,336円に対しまして、歳出決算額238億5,356万1,587円で、歳入歳出差引額は9億8,710万4,749円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,245万7,000円の除いた実質収支で9億464万7,749円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしましては、まず、市税では依然低迷している状況にある法人市民税、法人税割の減はあるものの、たばこ税が県からの一部税源移譲により増加し、市税総額では0.2%の増となりました。

地方交付税については、公債費分の増、予防接種や妊婦健診の増及び一般財源化などの増、地域の元気づくり推進費の新設があるものの、国家公務員給与削減による地方公務員給与費の減が大きく、基準財政需要額が約7,100万円減少し、普通交付税は対前年度比で6,365万3,000円減の90億1,648万9,000円となりました。

また、特別交付税については、東日本大震災復興事業に係る経費が増となり、対前年度比で388万6,000円増の9億8,278万円となりました。

また、国県支出金においては、国の大型補正に伴う地域の元気臨時交付金の新設、道路橋梁整備事業、市営住宅整備事業、小学校改築等事業や農業水利施設整備事業に係る補助金が要因し、前年度比で約5億2,708万6,000円増加しました。

市債については、地域振興基金の積み立てが限度額に達したことによる減、緑地公園整備完了による減があるものの、小中学校の改築等統合型GIS整備、さつき園整備、幼保一元化推進事業に係る合併特例債の増、また臨時財政対策債の増や過疎対策事業債特別事業分の増が起因し、前年度比で発行額は4,046万7,000円増加し、24億9,261万5,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況としましては、翌年度への繰越明許費及び事故繰越しの額を除いた実質の予算額248億5,635万6,000円に対し、支出済額は238億5,356万1,587円で、執行割合は96.0%となり、前年度比で約11億1,500万円余りの大幅な増となっております。

これは、教育費で小学校改築、耐震化等事業が大幅に増加したことや、前年度までの繰上償還の効果はあるものの、宍粟環境事務組合の解散に伴い組合債を全て宍粟市が継承したことにより、公債費が大幅に増加したことが主な要因であります。

主な施策としては、まず、総務費では、平成26年1月から放映されているNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」、播磨国風土記1300年を契機とし、官兵衛飛躍の地である宍粟市としてハード、ソフト両面を整備し、市民の意識醸成、来訪者の増加に繋げることができました。

また、庁舎への太陽光発電システムの設置、自治会防犯灯のLED化、ペレットボイラーの設置、小水力発電施設整備など、新たな環境施策として「世界に誇れる環境主都」に向けて推進をしました。

さらに、平成27年度中の第2次総合計画策定に向け、宍粟市のまちづくりに関するアンケート調査を実施し分析を行いました。

民生費では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画の策定や各種施策に取りかかるとともに、障害者総合支援法の改正に伴い、障害福祉サービス利用者のためのサービス利用計画書作成のため、相談支援事業所「みずばしょう」を設置しました。

また、民間へ移行したさつき園の新たな施設整備のための補助金を支出するとともに、子宮頸がんの防止のためのHPV検査を新たに開始しました。

さらに、認定こども園の整備のための用地取得や造成に取りかかるとともに、平成27年4月の千種の認定こども園開園に向けた幼保連携事業にも取り組みました。

衛生費では、宍粟環境事務組合の解散に伴い、美化センター施設の解体撤去を実施したほか、休廃止鉱山鉱害防止事業では、今後における安全な処理機能を確保するため、老朽した施設改修及び導水管の布設替えに取り組みました。

農林水産業費では、圃場整備を契機とした農地集積や経営体育成、ため池の一斉点検や改修工事、基幹農道整備に取り組んだほか、国・県施策と連携した有害鳥獣対策や森林経営計画策定の支援、間伐事業や混交林整備、人家裏山への被害防止のため、立木の伐採補助について取り組みました。また、地籍調査についても引き続き計画的に取り組みました。

商工費では、クリンソウ群生地であるちくさ湿原の遊歩道を設置し、クリンソウの保全と観光客の増加を図ったほか、岩塊流を生かした観光ルートのため、バイオトイレ及び駐車場を整備し、観光客の利便性を図りました。

また、消費者行政対策では、出前講座を実施するなど、年々増加する相談業務に対応をしたところであります。

土木費では、合併特例債を活用して、市道整備を計画的に推進したほか、国・県に対する所管の道路整備の早期実施を積極的に要望するとともに、国県と連携した平成24年度の通学路の総点検による安全対策を講じました。

また、予防的かつ計画的な橋梁修繕のための計画策定に取り組み、さらに市営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき老朽化が著しい下比地団地の建て替えが完了しました。

消防費では、常備消防において西はりま消防組合が発足し、本部経費負担金や消防救急デジタル無線整備実施設計負担金を支払い、非常備消防においては、非常備消防施設等の更新など、消防基盤の強化を図るとともに、家族防災会議のパンフレットを全戸配布し、災害意識の醸成を図りました。

教育費においては、宍粟市の義務教育長期構想「しそうの子ども生き生きプラン」に基づき将来の宍粟を担う子どもたちが自ら学び、自ら考え、人間としての総合力を育成する教育を推進するとともに、教員の資質向上を図るため教員マイスター制度に取り組みました。特に、学校規模適正化につきましては、菅野・土万地域において、山崎西小学校として平成26年4月開校に向けた改修工事をしたほか、波賀町地域において住民を交えた協議を進めた上で、平成27年4月の適正化に向けた工事等に着手しました。

また、学校施設においては、山崎小学校改築、城下小学校南校舎耐震化が完了し、新たに小中学校体育館防災強化事業に着手するなど、安全・安心な学校づくり事業

を進めるとともに、耐震化率の向上を図りました。

さらに、社会教育では、社会教育施設、社会体育施設の改修など、活動環境の整備に引き続き取り組むとともに、宍粟市にゆかりのある人を招き、講演会を開催する「ゆめ講座」を実施し、また、歴史資料として「三方の光」及び「播磨国宍粟郡広瀬宇野氏の史料と研究」を刊行しました。

続きまして、特別会計の決算の概要の説明を行います。

最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うための保険制度として、被保険者からの国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行った結果、歳入決算額46億7,405万1,534円に対して、歳出決算額45億7,005万9,198円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億399万2,336円となっております。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行っています。

平成25年度は、千種診療所においては平成23年度から開始した眼科医療を引き続き実施するとともに、医療機器の整備を行い、結果、歳入決算額3億2,590万8,826円に対して、歳出決算額3億2,536万8,082円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに54万744円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、鷹巣地区市民を対象に4週間に一度の診療を県からのへき地診療所運営補助金の交付を受けて行っているものであります。

特に、高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしており、結果として、歳入決算額1,124万9,716円に対して、歳出決算額1,124万1,103円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに8,613円となっております。

後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額4億8,557万7,360円に対して、歳出決算額4億7,653万2,823円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに904万4,537円となっております。

介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービス、また、要介護にならないための介護予防事業を実施し、それぞれの事業を行った結果、歳入決算額42億243万4,506円に対して、歳出決算額41億8,546万9,142円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,696万5,364円と

なっております。

簡易水道事業特別会計におきましては、簡易水道事業の遠方監視システムの整備、また平成26年度水道事業会計との統合に向け、固定資産及び会計システムを改修し、平成26年3月31日をもって打ち切り決算とした結果、歳入決算額9億6,229万1,160円に対し、歳出決算額9億2,686万2,714円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,542万8,446円となり、全額平成26年度水道事業会計予算に引き継いでおります。

下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、市内10カ所の処理区域において施設の適正な維持管理に努めた結果、歳入決算額17億4,159万2,004円に対して、歳出決算額17億2,944万9,640円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,214万2,364円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設につきましても、市内の各施設の適正な維持管理に努めた結果、歳入決算額8億818万8,616円に対して、歳出決算額8億721万4,317円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに97万4,299円となっております。

次に、水道事業特別会計についてですが、普及率については99.5%と高い率を示しており、独立採算を基本とした経営のもと、老朽施設の更新及び適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。決算の概要につきましては、公営企業法の改正によるシステムの改修、施設運転管理委託などを継続し実施した結果、収益的収支におきまして、当年度の純利益が52万5,620円となりました。

また、資本的収支につきましては、老朽配水管等更新整備計画に基づき中地区等において、老朽管、老朽水管橋の更新工事等を実施し、支出決算額は、企業債償還金を含めて3億2,456万9,922円となっており、収支としては2億6,875万9,723円の不足となっております。

この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しております。

今後の経営につきましては、平成26年度以降の料金の低廉化を実施する中で、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

病院事業特別会計についてですが、医師不足をはじめ地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする地域医療の確保に取り組んでいます。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は入院患者数4万9,454人、

外来患者数 9 万 2,675 人を受け入れており、ともに前年度をやや下回る患者数となりました。

収益的収支につきましては、医業収益で患者数の減少による減はあるものの、医業外収益の増により 0.6% の増となりました。医業費用においても、患者や材料費の減はあるものの、県医師給与費負担金の増などにより 1.3% の増となり、結果として、当該年度純損失は 4 億 1,113 万 5,301 円となり、昨年度から欠損額が増加をしました。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支払いいたしました。1 億 7,144 万 9,192 円の不足額を生じており、これら不足額は損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、基幹型臨床研修病院の指定により、1 名の研修医を受け入れ、平成 26 年度の常勤医師 1 名の採用と 2 名の研修医受け入れと繋げたほか、医師・看護師等の勤務環境整備として院内託児所等を整備しました。

さらに、医師、看護師に対する奨学金事業についても、累計で医師 1 名、看護師 10 名への貸し付けを行っており、さらに平成 26 年度では医師 3 名、看護師 10 名を受け付けているところであり、今後においてもあらゆる機会を通じて医師確保を図りたいと考えております。

最後に、農業共済事業特別会計についてですが、引き続き共済利用者基礎組織への定着を一層深め、農共事業の浸透のため基盤強化に取り組み、共済引き受けの維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。

共済勘定については、農作物、家畜事業において高温や台風豪雨による被害、また頭数増により前年度を上回る決算額となりました。結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益 6,594 万 1,156 円、総費用 6,477 万 8,851 円で、当年度の純利益は 116 万 2,305 円となっております。

以上、一般会計及び特別会計合わせて 12 会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条及び地方公営企業法第 30 条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、平成 25 年度末の一般会計の財政調整基金残高は、30 億 293 万 9,474 円で、平成 24 年度末と比較して 5 億 5,342 万 6,813 円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと、684億2,079万4,000円で、前年度末と比較して15億5,435万1,000円の減、宍粟環境事務組合の残債を継承したことを加味し、従来の起債残高と比較しますと、25億8,728万8,000円の減になっております。

詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書等を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

次は、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承願います。

日程第9 請願第2号

議長（岸本義明君） 日程第9、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、御提案申し上げます。

請願者は、宍粟ろうあ協会会長、藤田 敏さんであります。

要旨、理由について申し述べます。

手話が言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定することを求める。

理由といたしまして、手話とは、日本語を音声でなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2011年、平成23年8月に成立いたしました「改正障害者基本法」では、全て障害者は可能な限り言語、手話を含む主語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普

及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第10 請願第3号

議長（岸本義明君） 日程第10、請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） それでは、請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願について、お願い申し上げます。

請願者、九条の会・宍粟代表、鈴木三千翁氏であります。

請願の要旨といたしまして、安倍内閣は、全国の多くの自治体から反対や慎重審議の意見が国に出されたにもかかわらず、7月1日に他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定を行いました。

これまでの内閣は、長年憲法9条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきましたが、憲法の柱である戦争放棄、平和主義を根本から覆す解釈改憲を行いました。

この解釈改憲は、立憲主義に反しているだけでなく、国会開会中の衆議院と参議院の予算委員会で7月14日、15日に形だけの政府見解の説明と審議が行われたにすぎず、主権者たる国民が不在の解釈改憲です。今月4日に国内の憲法学者157人の連名で憲法解釈変更による集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回声明を発表されたところであります。

そこで、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対することを国に求める意見書の提出をしていただきたいことを求めます。

立憲主義とは、憲法が権力を規制し、国民の権利を保障するということです。そのために、憲法99条には、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員などは憲法を尊

重し擁護する義務を負うとしています。国務大臣で構成する内閣は、憲法解釈の変更を行うことは権力の横暴であり、憲法99条に違反する政治行為にほかなりません。

これにより政府は、憲法9条2項があるために、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」として、武力行使の目的をもった部隊の海外派兵、集団的自衛権の行使、武力行使に伴う国連軍への参加については「許されない」という見解を示してきました。

しかし、今回の憲法解釈の変更は、従来政府の見解を大きく逸脱し、国民の理解を得ないまま「戦争ができる国」「戦争をする国」への大転換を図ろうとしています。

そのため、私たちは、地方自治法124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

議員各位の御賛同を得ることをお願いいたしまして、終わります。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、発言通告がありませんので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時56分 散会）